１１月は、「労働保険適用促進強化期間」です。

労働保険は働く皆さんを守ります。～労働者を一人でも雇ったら手続きを～

ご存知ですか

◆労働保険とは、労災保険と雇用保険をあわせた総称で、政府が管掌する強制保険制度です。

◆正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります。

◆労働保険の加入手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、手続きを怠っている事業主には、追加の徴収金が課せられる場合があります。

◆未手続事業場で労働災害が発生した場合、保険給付に要した費用を徴収されることがあります。

お気軽にご相談ください

◆労働保険に関するお問い合わせは、徳島労働局またはお近くの労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。

◆徳島労働局へのお問い合わせは

〒770-0851 徳島市徳島町城内６番地６　徳島労働局総務部　労働保険徴収室

TEL　088-652-9143　FAX　088-624-0468

＊労働保険の未手続事業解消を図るため、各事業場と業務提携等を行っている事業主さまに対しても労働保険加入の必要性についてご周知ください。